

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年7月26日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

### 1 入札に付する事項

(1) 内容及び数量

令和5年度兵庫県警察公用車任意自動車保険加入契約（854台）

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 保険期間

令和5年9月14日午後4時から令和6年9月14日午後4時まで（1年間）

(4) 履行場所

兵庫県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、損害保険事業の免許又は自動車共済事業の承認許可等を受けている者であること。

(2) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で、参加申込の期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 申込書・入札書の提示等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課車両管理係 担当 森元

電話 (078) 341-7441 内線 2341

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年7月26日(水)から同年8月3日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年8月15日(火)午後1時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部庁舎本館4階入札室

- (4) 入札書の提出期限  
前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年8月14日(月)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年8月14日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則に基づき免除する場合がある。

- (4) 入札に関する条件
- ア 入札書は、所定の場所に所定の日時までに持参又は郵送すること。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約申込予定日(令和5年8月22日)までであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じ入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
    - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、前記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外のもの

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書等作成の要否

契約書の作成は要しない。ただし、保険契約証券を契約車両ごとに作成すること。

(7) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書で示した内容を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。